別紙１

感染症法第12条に基づく医師の届出までの流れについて

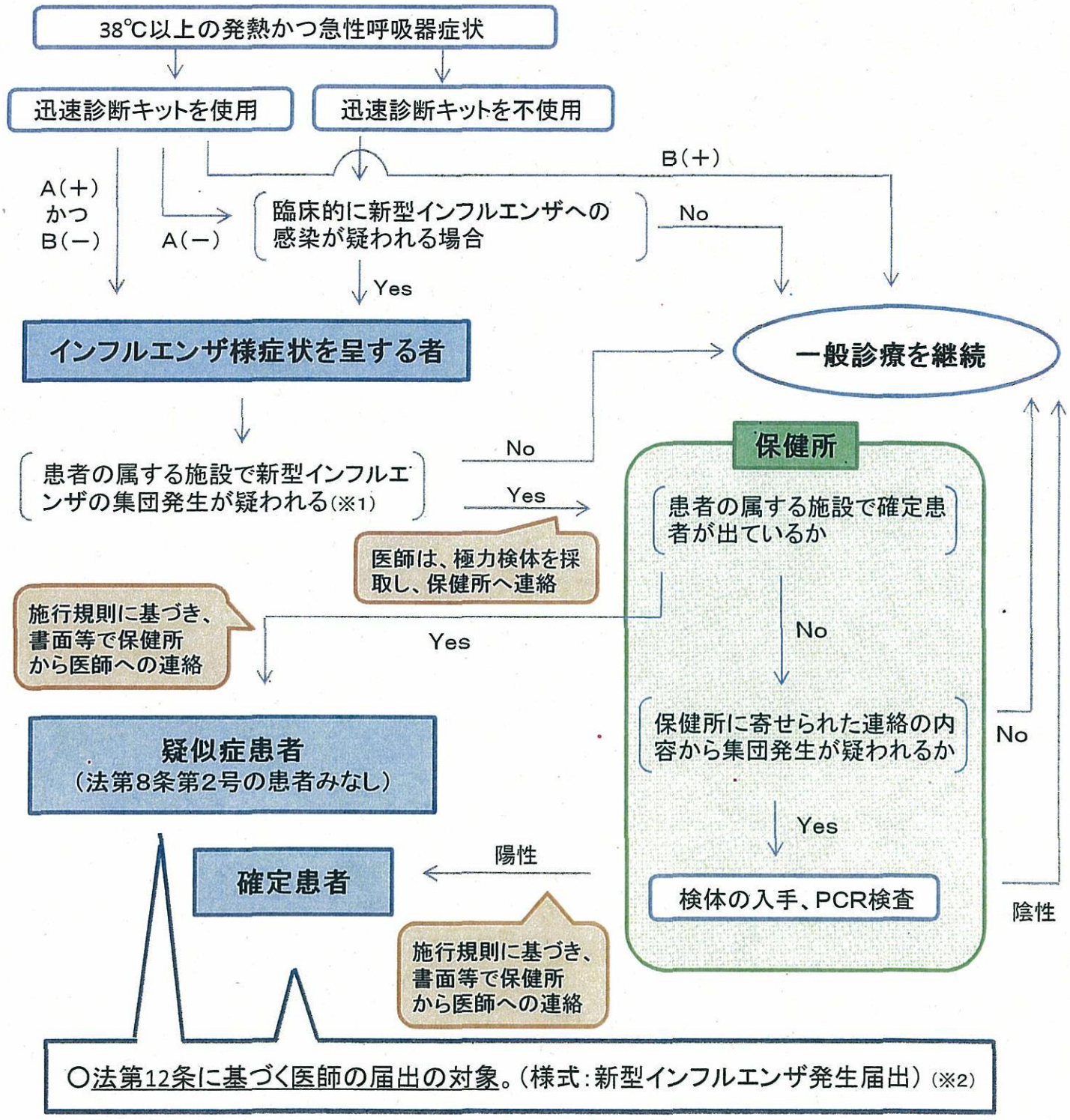

※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ＆Aを参照のこと。

※2 施行規則第3条第3号に規定する保健所長からの連絡を受けた場合に、医師に届出の義務が生じます。また、当該連絡に記載する期間内に同一の集団に属する新型インフルエンザの疑似症患者を診断した場合には、感染症法第12条に基づく届出が必要となります。

本資料は、法第12条に基づく医師の届出までの流れの概要を示したものであり、別途、インフルエンザ入院サーベイランス等については、それぞれの事務連絡等を参照の上、ご対応をよろしくお願いいたします。